


所管部課	福祉部高齢介護課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市認知症検診推進事業実施要綱について				
		区分		1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>認知症についての正しい知識の普及及び認知症の早期発見・早期診断を目的に、令和2年9月から、市内に居住する75歳の方を対象に認知症検診推進事業を実施することに伴い、当該事業の実施に係る要綱を定めるものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症検診推進事業の対象者及び内容 ・認知機能検査の実施方法 ・利用者の費用負担 <p>(2) 施行日</p> <p>決裁日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>市民に対する認知症についての正しい知識の普及啓発及び、認知症の早期診断が図られる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和2年3月 東大和市医師会と事業実施方法等について調整・協議</p> <p>令和2年4月 東大和市個人情報保護審議会に付議し承認を得ている。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに制定の事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。